

豪の物の流れ

オーストラリアと日本では、毎日のように輸出品または輸出品が行き来しています。輸出入される一般的な商用貨物の流れと、それに必要な工程をフローチャートで説明します。

豪の輸入品

パースにいる私たちにとって、輸入品とは日本からオーストラリアに入ってくる物。オーストラリア国内で、輸入品がどのような流れで私たちを含めるオーストラリアの消費者に届けられているのか、一般的な流れを紹介します。

輸入品フローチャート

※ここで紹介するフローチャートは一般的な輸入品の流れです。輸入品目や輸入の条件によって異なる場合があります。

表の見方

- 航空機での輸入 空
- 船での輸入 (コンテナ単位の貨物) コ
- 船での輸入 (混載される貨物) 混

① **コンテナ単位の貨物**とは、1つのコンテナにまとめられている1人の荷主の貨物のこと。**混載される貨物**とは、1つのコンテナの大きさより小さい貨物のこと。この場合、他の荷主の貨物と一緒にまとめられて1つのコンテナが作られる。

まずは日本でのオーストラリアへの輸出・輸送手続き

輸出品 (オーストラリアから見た輸入品) の空港や海港までの輸送や検品、輸出手続きなどを経て、オーストラリアに輸送される。

① 輸入をする貨物が、オーストラリアの法令などで制限されている場合は、該当する省庁に届け出て許可をもらう必要がある。一般的に貨物が入航する前に申請をする。

入航

日本からの船または航空機がオーストラリアに入航する。

積み降ろし

貨物は船または航空機から積み降ろされる。船の場合、コンテナは大きなクレーンで降ろされる。

① **コンテナヤード**とは保税地域内の施設の1つで、陸揚げされたコンテナを一時保管する場所。

コンテナヤード

船の貨物はコンテナヤード (CY) に移される。

保税蔵置場

貨物は保税蔵置場などに運び込まれる。混載された貨物は、ここでコンテナから出されて荷主ごとにまとめられる (デバンニング)。

① **保税地域**とは税関が管理をしている、輸入許可を受ける前の貨物 (外国貨物) を置くことができるエリア。**保税蔵置場**とは保税地域内の施設の1つで、外国貨物を長期間置くことができる場所。

オーストラリアの日本からの輸入品

2008年のオーストラリアの対日輸入品は、乗用車 (約68億ドル)、トラック (約17億ドル)、精製石油 (約14億ドル)、土木工事用機械・部品等 (約9億ドル) となっており、日本の先端技術を活かした物の輸入が大半を占めている。同年の対日総輸入額は約202億ドルで、国内全体の9% (国別輸入額で第3位) を占めた。

Source: Department of Foreign Affairs and Trade, Country/Economy/State and Territory Fact Sheets, Japan, 2008

税関

① 税関、関税とは... P12を参照

税関

輸入申告書などの書類の内容を基に審査を行ない、必要に応じてX線や抜き取りなどの検査も行なわれる。審査・検査に問題がなく、関税や物品税などを支払うと輸入許可がおりる。

① 検疫とは... P13を参照

検疫

検疫

オーストラリア国内に持ち込まれる全ての貨物が、検疫の対象となる。検査に問題がなければ、国内に持ち込むことができる。

輸入申告

輸入申告書などの書類を税関に提出する。諸省庁の許可書などがある場合は、あわせて提出する。

① 輸入申告書とは、輸入者の名前、貨物の内容 (品名、個数、価格など) を記載した申告書。

① 諸省庁への輸入手続きが不許可の場合は、貨物の送り主への返送、またはその理由となった事項を見直して再度申請をするなどの措置がとられる。

① 現在、輸入申告は税関や保税蔵置場、通関業者など全ての該当機関を結ぶコンピューターのネットワークシステムで行なわれている。

輸入業者

税関、検疫を通過して、はじめてオーストラリアの国内貨物となり、輸入者に引き渡される。

小売店

輸入業者から卸された商品を陳列。

消費者

日本の製品がオーストラリアの消費者に届きました!

